

「オプション取引に係る立会外取引制度の導入について」に寄せられたパブリック・コメント結果

当取引所では、オプション取引に係る立会外取引制度の導入について、その要綱を本年11月28日に公表し、12月28日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件（証券会社1件）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
取引単位を100単位以上とした理由は何か。	立会外取引の導入に伴う取引参加者の利便性向上とオークション市場における流動性の維持とのバランスを考慮し、既に導入されている先物取引における立会外取引と同様に、100単位以上の大口取引についてのみ、立会外取引を導入することといたしました。
取引内容について取引参加者名を公表するのか。	現在、立会取引において手口を公表している株券オプション取引については、立会外取引に係る取引手口を、立会内取引と同じ要領で、立会内取引とは別に公表いたします。 具体的には、取引高上位20銘柄について、取引高上位20参加者を売・買別に公表いたします。

以上